

河合町選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月9日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月 9日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯 澤 繁 一

- | | | |
|---|---------|--------|
| 1 | 50分の1の数 | 314人 |
| 2 | 6分の1の数 | 2,617人 |
| 3 | 3分の1の数 | 5,233人 |